2022 年度 公益財団法人 コープともしびボランティア振興財団 ともしび助成

活動および会計報告書 要領

◇2022 年度活動および会計報告書について ◇注意事項

2022 年度「活動および会計報告書」は、2023 年 3 月末で集計後 4 月に提出してください。報告書類は 1 年間大切に保管し、必要に応じてご記入ください。

◇提出期間

2023年4月1日(土)~2023年4月7日(金)

◇提出書類と記入方法

- I 必ず提出する報告書
- 1)様式①2022 年度活動および会計報告書 事務局より問い合わせをする場合があります。必ず 連絡の取れる電話番号(携帯など)を記載ください
- 2)様式22022 年度 活動のふりかえり
- 3) 様式(3) 2022 年度 活動記録
- 4) 様式④2022 年度 ともしび財団助成金使途報告書 当財団助成金の使途を明確にご記入ください
- 5)様式⑤2022 年度 収支報告書(団体全体) 2022 年度の団体全体の収支をご記入ください
- 6) 様式⑥2022 年度 費目別会計報告書【領収書貼付用紙】
 - 1.領収書は、当財団助成金使用分のみをご提出く ださい
 - 2.領収書は費目別にし、重ねずにお貼りください
 - 3.「注意事項」を必ずご確認ください
- Ⅱ必要な団体のみ提出する報告書

様式⑦2022 年度 講座・研修報告書

様式82022 年度 書籍・備品購入報告書

付属資料-1 2022 年度 交通費領収書

付属資料-2 2022 年度 自家用車交通費領収書

付属資料-3 2022 年度 通話料領収書

- 1.助成対象としての要件が変化した場合、速や かに事務局までご連絡ください(法人格の取 得など)
- 2.助成金に使途変更は必ず事前に相談してください。助成金の使途を変更する場合は必ず事前に相談してください
- 3.提出後の報告書類は返却・差しかえできません 4.報告書はクリアファイルに入れてご提出ください

以下の場合、助成金を返金いただくことがあります。

- 1.事前のご相談がなく報告と予算に大幅な差異がある
- 2.社会的ルールに反する行為が発覚した
- 3.活動を中断したり、法人格を取得した
- 4.対象経費以外での報告

また、助成金の返金が発生する場合、事務局での検算の結果、返金額が変更になることがあります

◇提出先

提出は郵送でお願いします。

〒658-0081

神戸市東灘区田中町 5 丁目 3-20

生活文化センター西館2階

Tel:078-412-3930 Fax:078-412-3871

(公財)コープともしびボランティア振興財団

(開館日時月~金 10:00~17:00 祝日除く)

※封筒の表書きに報告書類と明記してください。

2022 年度 対象経費表

- ①領収書がないものは対象にはなりません。(納品書、申込書などは不可)
- ②助成期間終了後に、報告書に添付する領収書は原本を提出してください。レシート又は発行者(店舗など)の印字・押印ならびに当該年度(2022年4月1日~2023年3月31日) の日付があるものに限ります
- ③発行人が個人のものは不可(ただし、講師謝礼、交通費・運搬費、通話料のみ可)
- ⑤領収書は当財団の助成対象事業のために使用したものに限ります
- ⑥領収書についての注意事項(記入例 様式⑥費目別会計報告書【領収書貼付用紙】)を厳守してください

区分	対象経費	対象外経費
材料費 食材費	活動に必要な材料費、食材費他、食に関する支援のための費用 ※ 新聞・書籍代は総額年間上限2万円	スタッフ・ボランティアの飲食費(お 弁当、お茶代、茶菓子代、食事代)、 販売目的の食材費
消耗品費	事務用消耗品費	特定の団体・個人が利益を受ける資産 形成に繋がるもの
通信費	活動に必要な電話代・通信費 ※宅配便代については、使用目的の記載が必要	メンバー間の連絡用の電話代
印刷製本費	パンフレットやチラシ、報告書など印刷に係る経費、コピー代、印刷に係る消耗品	記念誌発行など、団体の記念事業に係 る経費
学習費·広報物作 成委託費	講座・研修の講師謝金、研修参加費、外部へ委託した広報物のデザイン費・製作費(講座・研修の講師謝金と外部へ委託した広報物のデザイン費・製作費をあわせて総額年間上限3万円)	人件費 メンバーに支払われる講師謝金、デザイン費・製作費は人件費とみなし対象 外
会場費	施設利用料(利用料が公開されていること)	申請団体(個人)あるいは関連団体が 所有している部屋の会場費 賃料、機材のリース代など
交通費•運搬費	公共交通機関交通費、ガソリン代、駐車料金など、 活動に直接必要な活動費	イベント参加者の交通費、スタッフ・ ボランティアの活動拠点までの交通 費、講師等の交通費、旅費
備品・その他	備品(総額年間上限5万円) イベント保険料	個人に係る保険料 貸会場の備品・設備となるもの 寄付金、資金援助、会費、出店料 レンタル料

- ※ 団体(個人)の経常的な経費(家賃、地代、水道光熱費など)は対象となりません
- ※ 他団体からの補助・助成金などと使途が重複しているものも対象外です